

留萌市中小企業特別融資制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市地元企業応援基本条例（令和3年留萌市条例第13号）に掲げる基本方針に基づき、中小企業の育成振興並びに運営の合理化を促進し、その経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、留萌市中小企業特別融資制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(融資運用原資の預託)

第2条 留萌市は、この制度による融資の運用基金として一定の金額を市の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託するものとする。

(融資枠の設定)

第3条 取扱金融機関は、前条の預託金を基礎とし、自己資金をこれに加え、常時4倍額の融資枠を設定し、迅速適正に融資を行うものとする。

(取扱金融機関)

第4条 第2条に定める取扱金融機関は次に掲げるものとする。

- (1) 株式会社北洋銀行留萌支店
- (2) 留萌信用金庫本店、中央支店
- (3) 株式会社北海道銀行留萌支店

(取扱金融機関との契約)

第5条 市長は、融資の方法及び融資運用原資の預託に関し、取扱金融機関と次に掲げる事項について（別記様式第1号）により契約締結するものとする。

- (1) 融資運用原資の預託額
- (2) 預託期間
- (3) 預託金利子
- (4) 預託金の返済期日及び返済額
- (5) その他

(取扱金融機関等の責務)

第6条 金融機関及び保証協会は、この制度による貸出にあたり、市及び中小企業相談所（留萌商工会議所）と緊密なる連携を保ち、中小企業振興方策に協力するものとする。

2 金融機関は、この制度による融資に関しては、その他の融資と明確

に区分して処理するものとする。

(融資対象)

第7条 融資の対象となる者は次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（「以下組合」という。）のうち、北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を受けることができるもの。
- (2) 市内に独立した店舗または事業所を有し、現に事業を継続して行っているもの。
- (3) 個人事業者にあたっては市内に住居があるもの。
- (4) 当該融資の申込み時点で既に納期の到来している市税の滞納がないもの。（滞納がある場合には納税誓約を行っていること）
- (5) 新規創業資金については、上記(1)から(4)までに該当し、かつ、市内で新規に開業しようとする者で、その事業に必要な自己資金を有するもの。

(融資資金の種類及び条件等)

第8条 貸付条件は、次のとおりとする。

(1) 種類及び貸付金額

運転資金 1事業者1,000万円以内
(組合2,000万円以内)

設備資金 1事業者2,000万円以内
(組合3,000万円以内)

新規創業事業資金 1事業者1,000万円以内

新規創業設備資金 1事業者1,000万円以内

(2) 貸付期間

運転資金 5年以内

設備資金 10年以内

新規創業事業資金 5年以内

新規創業設備資金 10年以内

(3) 担保・保証人

融資に係る担保及び保証人の取扱いについては、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(4) 貸付利率

貸付の利率は次のとおりとする。

ア 1年以内 長期プライムレートを適用する。

イ 1年超 長期プライムレートに0.2%加えた率を適用する。

ウ 貸付利率の適用は次のとおりとする。

貸付利率の基準日	貸付利率の改定日	摘要
3月末現在	4月1日	4月1日から9月30日までの貸付実行
9月末現在	10月1日	10月1日から3月31日までの貸付実行

(保証料補給)

第9条 この制度により設備資金、新規創業事業資金及び新規創業設備資金融資を受けた者が保証協会の保証料を一括納付した場合に限り、市は予算の範囲内で別に定める保証料補給基準により3ヶ年を限度に補給することができる。

(融資のあっせん及び申込み)

第10条 この制度による融資の申込みは、市又は中小企業相談所（留萌商工会議所）に留萌市中小企業特別融資申込書（別記様式第2号）に次の書類を添付し、市又は中小企業相談所（留萌商工会議所）を経由して金融機関に申し込むものとする。

- (1) 会社または組合等 定款、登記簿謄本、前期決算書、市税納税証明書
- (2) 個人 決算書に代わる確定申告書（写し）、青色決算書、市税納税証明書
- (3) 新規創業 事業計画書、市税納税証明書

2 手続き上の相談は、市又は中小企業相談所（留萌商工会議所）において行う。

(融資実績報告)

第11条 金融機関は、毎月5日までに前月中の融資実績及び現在残高については留萌市中小企業特別融資実行報告書（別記様式第3号）、特別融資完済者については留萌市中小企業特別融資完済報告書（別記様

式第4号)において市に報告するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は留萌市及び金融機関が協議の上、定めることができるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(留萌市中小企業特別融資制度要綱の廃止)

2 留萌市中小企業特別融資制度要綱(昭和46年4月1日適用)は、廃止する。

(留萌市中小企業特別融資制度要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱施行の際、現に改正前の留萌市中小企業特別融資制度要綱の規定に基づく申請を受けた融資については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第5条関係)

契 約 書

留萌市(以下「甲」という。)と 金融機関名 (以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約する。

第1条 甲は、留萌市中小企業特別融資制度要綱による融資の運用基金として、乙に対し資金を預託する。

第2条 甲が乙に対して預託をする額は、 円とする。

第3条 この契約による預託期間は、 年4月1日から 年3月31日までとする。

第4条 預託金は、無利子とする。

第5条 乙は、預託金を 年3月31日までに甲の指示に従い全額返済するものとする。

第6条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し、留萌市中小企業特別融資制度要綱を遵守するものとする。

2 本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき質疑が生じたときは、甲・乙双方の協議によりその都度定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲・乙捺印の上、その1通を保有する。

年 月 日

甲 留萌市幸町1丁目11番地
留萌市長

乙

留萌市中小企業特別融資申込書

年 月 日

申 込 人	住所	創業	年月日	資本金	千円
	電話 ()				
	法人名 (新設)	所属 組合名		保証 実績	有・無
	氏名 (代表)	業種 (営業種)		従業員	常用 臨時 人

希望金融 機関名	1. 北洋銀行留萌支店 2. 留萌信用金庫 3. 北海道銀行留萌支店	無担保 無保証	
融 資 希望金額	円	資金使途	使 途 明 細
返済方法	一括・割賦	年 月	運 転 資 金 設 備 資 金 新 規 創 業 事 業 資 金 新 規 創 業 設 備 資 金

主たる 仕入先		主たる 販売先	
------------	--	------------	--

保 証 人	氏 名	住所	留萌市	町	丁目	番地
		年 月 日生 (年齢 歳)	申込人との 関 係		電 話 (自 宅)	—
	勤務先 及 び 所在地	職 業			勤務年数 (営業年数)	年
		年 収		千円	電 話 (勤務先)	—
	氏 名	住所	留萌市	町	丁目	番地
		年 月 日生 (年齢 歳)	申込人との 関 係		電 話 (自 宅)	—
	勤務先 及 び 所在地	職 業			勤務年数 (営業年数)	年
		年 収		千円	電 話 (勤務先)	—

融 資 依 頼 書

上記のとおり留萌市中小企業特別融資の申込みがありましたので依頼いたします。

年 月 日

様

留萌市長

添付書類

会社法人または組合等・・・定款、登記簿謄本、前期決算書、市税納税証明書（現年度の会社名義、保証人名義、会社との共有名義のもの全部が必要です）（市役所市民課で交付：有料）

個人・・・決算書に代わる確定申告書（写し）、青色決算書、市税納税証明書（現年度分の申込人名義、保証人名義、申込人との共有名義のもの全部が必要です）、別紙1

※ 新規創業の場合は事業計画書を添付してください。別紙2

注意：市納税証明書に納付期限が過ぎている未納額の記載がある場合には、税務課で下欄に記載を受けてください。

税務課記入欄（市税の納税状況確認）

年 月 日 （1. 納税相談により分納誓約し履行中 2. 市民税等滞納税額なし）です。

徴税吏員 _____ 印 _____

